

次の【設例】および【参照条文】を読んで、下記の【設問】①および②に理由を付して答えよ。

【設例】Xは、若者に人気のあるY県A市B地区においてホテル経営を行うことを計画し、同地区所在のC土地を購入して、Y県知事に対しホテル営業の許可申請を行ったところ、Y県知事は、許可しない旨の処分を行った（以下、「本件不許可処分」とする）。その理由は、「C土地から約80メートルの区域内にホテル営業法第3条第2項第3号に定める『施設』（A市体育館）が所在するため」というものであった。

ところが、Xがホテル用地としてC土地を購入したのは、次のような事情があった。Xは、計画を立てるに当たり、あらかじめY県の担当課に出向き、担当課のD課長に対して、「C土地においてホテル営業を行いたい、法令上、問題はないか、とくに、C土地から100メートル以内にホテル営業法第3条第2項にいう『施設の敷地』が所在していないか」と質問したところ、D課長は、Y県ホテル営業法施行条例および地図等の関係資料を調べ、さらにA市の建築課にも電話で確認した上、「同法第3条第2項にいう『施設』はC土地から100メートル以内には存在せず、法令上、特段の問題はない」と回答した。そこで、XはC土地を購入し、許可申請に及んだという訳である。

しかし、実際には、Y県ホテル営業法施行条例第2条第4号にいう「知事が規則で指定するもの」として「地方公共団体が設置する体育館および運動場」が定められていたのに、D課長は、当該規則を確認することを怠り、その結果、上記のような回答をしたのであった。

【参照条文】

○ホテル営業法

第3条 ホテル営業を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地の周囲をおおむね100メートルの区域内にある場合においては、許可をしてはならない。

- 一 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）
- 二 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- 三 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

○Y県ホテル営業法施行条例

第2条 ホテル営業法第3条第2項第3号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 二 博物館法第2条第1項に規定する博物館
- 三 社会教育法第5章に規定する公民館
- 四 前各号に掲げる施設以外の施設で、知事が規則で指定するもの

(*なお、上記「ホテル営業法」および「Y県ホテル営業法施行条例」は架空のものである。)

【設問】 ①D課長の回答に従って許可申請をしたのにもかかわらず、本件不許可処分を行ったことは、Xとの関係において違法であるとして、Xが本件不許可処分の取消訴訟を提起した場合、勝訴の可能性はあるか。

②(上記取消訴訟で敗訴した場合) D課長の回答に従って行動した結果、C土地購入費が無駄になったとして、XがY県を被告に損害賠償請求訴訟を提起した場合、Xに(一部)勝訴の可能性はあるか。